

# 宜野湾市中小・小規模事業者等エネルギー 価格高騰対策助成金 Q&A

9月27日(金)時点

No	カテゴリー	Q	A
1	制度	制度の目的を教えてください。	エネルギー価格等物価高騰の影響を受けている市内中小・小規模事業者等に対し、経費負担の軽減を図るため、助成金（法人5万円・個人事業者3万円）を交付することを目的としています。
2	制度	市内中小・小規模事業者の定義を教えてください。	<p>中小企業基本法第2条第1項に該当する者としてします。</p> <p>【製造業、建設業、運輸業、その他の業種】 資本金の額が3億円以下または従業員の数が300人以下</p> <p>【卸売業】 資本金の額が1億円以下または従業員の数が100人以下</p> <p>【サービス業】 資本金の額が5千万円以下または従業員の数が100人以下</p> <p>【小売業】 資本金の額が5千万円以下または従業員の数が50人以下</p>
3	制度	助成金額はいくらですか？	法人：5万円 個人事業者：3万円となります。 ※ただし、交付は一事業者につき1回限りです。
4	制度	この助成金は課税の対象となりますか？	<p>当該助成金は、所得税の課税対象となります。</p> <p>「事業所得」として区分されますが、助成金を含めた1年間の収入から必要経費を差し引いた収支が赤字となる場合など、必ずしも税負担が生じるわけではありません。</p> <p>詳細は最寄りの税務署にお問い合わせください。</p>

5	手続き	この助成金の交付を受けた際には、別の補助金が受けられなくなることもありますか？	本助成金の交付を受けた後に、国・県・市が実施する他の類似の補助金制度について受けられない場合もありますので、それぞれの制度の交付要件をご確認ください。
6	対象者	社会福祉法人、医療法人、学校法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、組合なども今回の助成の対象となりますか？	本助成金は市内の中小企業や個人事業者を対象として実施しております。その上で、中小企業庁ホームページにおいて、左記の団体等は中小企業に該当しないものと示されております。今回はそれに則して対象外となります。
7	対象者	助成の対象となる事業者の要件は？	次に掲げる要件を満たす市内事業者とします。  (1) 令和5年7月1日時点かつ申請日時点において、市内で事業を営む法人及び個人事業者  (2) 市内で事業継続の意思がある者  (3) エネルギー価格高騰の影響を受け、令和5年7月1日から令和5年12月31日までの間に燃料費や光熱費等のエネルギー経費において、法人は5万円以上、個人事業者は3万円以上の支出がある者
8	対象者	本店、本社が宜野湾市外にあり、市内には営業所のみ存在する法人の場合も対象となりますか？	対象となります。 市内で事業を営んでいることが確認できる書類をもって、確認致します。
9	対象者	個人事業者で、店舗が宜野湾市内、住所（自宅）が宜野湾市外の場合も制度の対象となりますか？	対象となります。 市内で事業を営んでいることが確認できる書類をもって、確認致します。
10	対象者	個人事業者で、店舗が宜野湾市外、住所（自宅）が宜野湾市内の場合も制度の対象となりますか？	対象となりません。 令和5年7月1日時点かつ申請日時点において、市内で事業を営む法人及び個人事業者が対象です。

11	対象者	フリーランスも対象となりますか？	対象となります。 ただし、フリーランスの方等で自己の所有（または賃借）する店舗等を持たずに事業を行っている場合は、市内に住所があることが対象条件となります。
12	対象者	個人事業主と法人を設立して事業をやっている場合、両方補助されますか？	事業者ごとの補助となりますので、個人事業主と法人がそれぞれ独立した別の事業者であり、対象要件を満たしている場合は両方が補助の対象となります。
13	対象者	複数の法人の代表を兼ねていますが、それぞれの法人において申請できますか？	事業者単位での申請となるため、対象要件を満たしている場合は法人ごとに申請が可能です。
14	対象者	市内に複数の店舗がありますが、店舗の数だけ申請できますか？	店舗（事業所）単位ではなく、事業者単位での申請となるので、申請は1回限りとなります。
15	対象者	農業事業者や漁業事業者も対象となりますか？	農業事業者、漁業事業者につきましては宜野湾市農水産事業者物価高騰対策助成金交付要綱に定義される為、本助成金の対象には含まれません。 申請される際は、交付要件等が異なりますので、一度ホームページのご確認をよろしくお願いいたします。 <a href="https://www.city.ginowan.lg.jp/soshiki/keizai/3/13934.html">https://www.city.ginowan.lg.jp/soshiki/keizai/3/13934.html</a>
16	対象者	対象者の項目に「市内で事業継続の意思がある者」とありますが、具体的にいつまで継続すればよいですか？	具体的な期間等の定めはございませんが、申請時において既に市外へ移転予定がある場合は対象外とさせていただきます。

17	対象経費	対象となる、燃料費や光熱費等エネルギー経費の具体例を教えてください。	<p>下記をご参考ください。</p> <table border="0"> <tr> <td data-bbox="735 232 1050 472"> <b>【燃料費】</b>            ・ガソリン            ・軽油            ・重油            ・その他燃料費等         </td> <td data-bbox="1050 232 1506 472"> <b>【光熱費】</b>            ・電気            ・ガス（都市ガス・LPガス）            ・灯油         </td> </tr> </table>	<b>【燃料費】</b> ・ガソリン ・軽油 ・重油 ・その他燃料費等	<b>【光熱費】</b> ・電気 ・ガス（都市ガス・LPガス） ・灯油
<b>【燃料費】</b> ・ガソリン ・軽油 ・重油 ・その他燃料費等	<b>【光熱費】</b> ・電気 ・ガス（都市ガス・LPガス） ・灯油				
18	対象経費	原材料として使用する際や、他社への販売を目的として購入したのも対象となりますか？	<p>申請者が実質的に負担する経費が対象となるので、事業用の経費のみが対象となります。</p> <p>よって、原材料としての使用及び他社への販売を目的として購入したものは対象外となります。</p>		
19	対象経費	事業用と家庭用の請求が分かれていないのですが、エネルギー経費の按分は必要ですか？	<p>事業用と家庭用の請求が分かれていない場合、確定申告と同様の割合で按分し、事業用のみが補助対象となります。</p>		
20	手続き	クレジットカードによる支払いなど、領収書が無い場合も対象となりますか？	<p>通帳（引き落とし金額の分かる箇所）の写しと、その金額の明細書（請求書）の写しをご提出いただければ対象となります。</p>		
21	手続き	申請書類はどこで受け取れますか？	<p>申請書類（交付申請書兼請求書・誓約書兼同意書等）については、宜野湾市HP・宜野湾市商工会HPより様式をダウンロードできます。</p> <p>宜野湾市HP：  <a href="https://www.city.ginowan.lg.jp/soshiki/keizai/3/14042.html">https://www.city.ginowan.lg.jp/soshiki/keizai/3/14042.html</a></p> <p>市商工会HP：  <a href="http://www.ginowan.or.jp/">http://www.ginowan.or.jp/</a></p> <p>また、宜野湾市役所産業政策課（別館2階）と宜野湾市商工会の窓口で直接取得することも可能です。</p>		

22	手続き	いつまでにどこへ申請すればよいですか？	<p>令和6年4月1日（月）～令和6年11月30日（土）までに宜野湾市商工会（〒901-2224 宜野湾市真志喜1丁目11番11号）にご送付ください。</p> <p>※申請締切までに全ての提出書類が揃っていることが必要となります。</p> <p>申請期間内に申請されても、締切日時点において書類に不備がある場合は不交付となる場合がありますので、ゆとりをもって申請をお願い致します。</p>
23	手続き	必要提出書類を教えてください。	<p>（1）宜野湾中小・小規模事業者等エネルギー価格高騰対策助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）</p> <p>（2）宜野湾市中小・小規模事業者等エネルギー価格高騰対策助成金誓約書兼同意書（様式第2号）</p> <p>（3）宜野湾市内で事業を営んでいることが確認できる書類  下記、例①～④のうち、いずれか1つ  ①履歴事項全部証明書又は現在事項証明書の写し（発行日が3カ月以内に限る）  ②営業証明書、開業届、各許可証、各登録証等の写し（有効期間等が記されている場合は、有効期間内に限る）  ③確定申告書等の写し  ※税務署の受付印または電子申告の受信通知のあるもの  →法人の場合  ・法人税の確定申告書別表一及び法人事業概要説明書</p>

→個人の場合

<青色申告の場合>

確定申告書第一表及び所得税青色申告決算書

<白色申告の場合>

確定申告書第一表及び収支内訳書

④業務委託契約等の契約書の写し

※フリーランスで主たる収入を雑所得または給与所得で申告している場合で確認

(4) エネルギー経費の支出が確認できる書類

【ア】領収書・レシートの写し

支払日の記載、取引者の名前の記載があるもの

【イ】振込が確認できる通帳の写し、クレジット明細等

(5) 本人確認書類

下記のうち、いずれか一つ

・代表者の身分証明書の写し（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等）

・会社法人用の印鑑証明書の写し（発行日が3カ月以内に限る）

(6) 振込先の確認ができる通帳の写し

《注意》

・口座名義は、事務所または事業所代表者のみとなります。

・表紙と表紙の裏面（口座番号、店番、名義人<カナ表記>が表示されている部分）をコピーをお願いします。

(7) その他市長が必要と認める書類

申請状況に応じて、別途書類をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

24	手続き	助成金はどのくらいで振り込まれますか？	申請書類受理後、口座への入金までには1ヵ月程度要する見込みです。 書類に不備がありますと審査に時間を要しますので、提出前には十分ご確認ください。
25	手続き	申請後、内容の適否についての通知などは届きますか？	申請受理後、審査を行い、申請要件を満たしていることが確認できた際には、振込先の確認ができる通帳へお振込みいたします。 なお、申請要件を満たさない場合には、不交付決定通知書を送付し、その旨をお知らせいたします。
26	手続き	助成金の振込先は本人名義の口座に限りますか？	原則、本人名義の口座とさせていただきます。
27	手続き	エネルギー経費が、対象期間内に1回の支出で対象額を超えている場合にはその1回分の提出でかまいませんか？	お見込みのとおりです。 1回の支出で対象額を超えているのであれば、その1回分の領収書・レシートの写しを提出いただければと思います。
28	手続き	開業届の日付は8月となっておりますが、7月1日時点から事業自体は開始しておりました。このような場合でも対象となりますか？	各種資料にて対象期間内に事業を営んでいることを確認いたします。確認できなかった場合は対象外となります。
29	手続き	経費対象期間内に法人成りしたのですが、個人と法人のどちらで申請すればよいですか？	対象期間中に個人事業者、法人の両方で対象経費の支出があれば、どちらか一つを選択しての申請が可能と考えられます。 証明書類が揃っている方での申請になるかとは思いますが、詳細はお問合せください。
30	手続き	経費対象期間中は個人事業者でしたが、経費対象期間後に法人成りました。この場合はどのような取り扱いとなりますか？	申請時は法人であっても経費対象期間中は個人事業者の為、個人事業者としての取り扱いとなります。助成金額は3万円となります。